

令和6年度「研修支援事業」募集要項

1 目 的

喫緊の課題解決を必要とする学校等の研修会を中心に指導主事等を派遣し助言等を行うことにより、OJTを基礎に、各種研修、指導教諭等による研修会及びそれらの受講者による校内での成果報告等を超える機会として、教職員集団の育成に資する。

2 形 態

研究授業、研究協議、演習 等 （オンライン開催を含む。）

3 対 象

学校、複数の学校のグループ、市町村教育委員会 （「学校等」と表す）

4 期 間

	訪問期間	申込期間
I 期	令和6年6月3日（月）から 令和7年1月31日（金）まで	令和6年1月15日（月）から 令和6年2月15日（木）まで
II 期	令和6年10月1日（火）から 令和7年1月31日（金）まで	令和6年8月26日（月）から 令和6年9月4日（水）まで

5 応募要件

（1）研修体制

- ア 対象分野について、年間の研修計画及びOJT等の体制が構築されている。
- イ 校内研修会の形態を基本とし、参加人数は場合によりその都度少なくとも5人以上とする。
- ウ できるだけ、市町村単位等を含め、他校との合同開催とする。なお、市町村立学校で構成する複数学校のグループは市町村教育委員会を通して申し込むこと。
- エ 指導主事等による講義のみを実施する派遣は行わない。
- オ 国・県・市町村の研究推進校や教育研究会等の研究団体の研究指定校等になっていない。
- カ 学校等は、当該研修後に、成果について振り返り、検証報告書を提出する。

（2）訪問の回数等

- ア 市町村立学校は、別表に示す中から1分野の申込みができる。ただし、県立学校及び市町村教育委員会はこの限りではない。
- イ 1分野での訪問は、年度内2回を上限とする。そのうち1回においては研究授業を実施する。
- ウ 2年連続同一分野の申込みはできない。

6 手続き等

（1）申込み

- ア 支援を希望する学校等は、様式1－1「研修計画書」を作成する。
- イ 市町村立学校は、様式1－1を市町村教育委員会へ提出する。
- ウ 複数の申し込みをする県立学校及び市町村教育委員会は、すべての申し込みについて優先順位をつける。
- エ 県立学校又は市町村教育委員会は、次のGoogleフォームに必要事項を入力し、様式1－1をアップロードした上で県教育研修センターへ申し込む。
I 期申込用URL：<https://forms.gle/GnhPmZpy53VdqS257>
※II 期については令和6年7月末日までに県教育研修センターWebサイトに掲載する。

（2）訪問校等選定

- ア 県教育研修センターは、申込みフォームや様式1－1の記載内容を基に審査を行い、訪問する学校等を決定する。
※申込状況や計画書等の内容により、要請にお応えできない場合もあることをご了解願います。
- イ 県教育研修センターは、県立学校又は市町村教育委員会に、I 期は令和6年3月末日まで、II 期は令和6年9月末日までに通知する。
- ウ 通知後、県教育研修センターは、学校等と支援内容について調整を行い、実施日時を決定する。
- エ 学校等は、指導案等の資料を実施日の2週間前までに県教育研修センターに提出する。

(3) 成果検証

学校等は、様式 1－2「成果検証報告書」を記載し、既に提出済みの様式 1－1 に連結させて、令和 7 年 2 月末日までに、次の Google フォームから県教育研修センターへ提出する。

提出用 URL : <https://forms.gle/yo9xHhzNn4YVCPmX6>

7 その他

訪問する指導主事等の旅費は県教育研修センターが負担する。